

## 予算決算委員会委員長報告（R3.6）

ただいま議題となりました議案第52号令和3年度宇部市一般会計補正予算（第2回）外1件について、付託されました予算決算委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果としては、議案第52号及び第59号は全会一致をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

本委員会に付託された補正予算議案については、前期全体会において関係部から概要説明を聴取した上で、担当分科会に送付しました。

その後、各分科会での慎重なる審査を経て、後期全体会において、各分科会から、担当事項について審査経過の報告を受けました。

以下、各分科会からの報告について申し上げます。

まず、議案第52号令和3年度宇部市一般会計補正予算（第2回）についてです。

これは、歳出については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する経費や指定管理者への減収補償、また基金繰入金等を活用した市制施行100周年記念事業推進経費などを補正し、歳入については、歳出に伴う国・県支出金、寄附金及び繰入金を補正するものです。

本案については、まず、文教民生分科会において、

児童福祉総務費について、子育て世帯生活支援特別給付金の支給時期と申請方法についてただしたところ、今回の給付金の対象者は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に支給するもので、第1回目の支給は、令和3年4月分の児童手当の受給者であり、なおかつ令和3年度の住民税非課税世帯に給付金を7月末に振り込むこととしている。

申請については、この給付金は、児童手当または特別児童扶養手当の受給者でなおかつ令和3年度の住民税非課税世帯においては、こちらから積極支給するので申請不要としている。

申請が必要なのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収し、住民税が非課税相当とみなされる世帯や住民税の未申告世帯及び高校生のみを養育している住民税非課税世帯などで、申請していただいた上で、月2回程度で振り込みを行っていくとのことでした。

次に、産業建設分科会において、

農業振興費におけるスマート農業推進経費に関し、事業の担い手の変更により増額補正となった理由についてただしたところ、これまでの法人に代わり新たな担い手として、3者が耕作を担うこととなったが、圃場整備農地に石が多く存在したため、石を粉砕する機材を導入するにあたり、その必要額の3分の1を補助するためであるとのことでした。

また、今回新たな担い手となった者は以前の担い手であった法人が事業をしていた地区全部を、継続して行うことについて了承しているのかただしたところ、3者とも継続して行うことを了承しているとのことでした。

次に、労政費における勤労者福祉施設管理運営経費に関し、当該施設であるサンライフ宇部とパルセンター宇部の収入減少に伴う補償開始が年度当初からではなく、令和2年9月19日からとしている理由についてただしたところ、年度当初から9月18日までは既に補償済みであり、残り期間を補償するものとのことでした。

続いて、議案第59号令和3年度宇部市一般会計補正予算（第3回）についてです。

これは、歳出については、県外活動に参加した小中学生にPCR検査を実施するための経費や保育園が臨時休園した場合の代替措置に要する経費、生活困窮者に対する自立支援金、そのほか市内事業者が国の支援金の申請手続きを円滑に行うための支援経費等を補正し、歳入については、歳出に伴う国庫支出金及び繰入金等を補正するものです。

本案については、まず、文教民生分科会において、

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金1,032万円の算出根拠についてただしたところ、これは、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴って収入が減少し、一定の要件を満たす生活困窮世帯に支給することとしている。

当該支援金は、宇部市社会福祉協議会で受付を行っている緊急小口資金及び総合支援資金の貸付限度額に達した世帯が対象であるため、増額補正するに当たり、既に貸付限度額を借り終えている48世帯を支給対象として算定したところである。

今後、支援金を支給する際は、国の要領を踏まえた上で、対象となる世帯に申請期間等をできるだけ早急に周知していきたいとのことでした。

なお、質疑の過程において、生活困窮世帯への支援は、市と社会福祉協議会等とで連携して情報共有を図り、誰一人取りこぼすことがないように丁寧に取り組みたいとの要望がなされたとのことでした。

次に、産業建設分科会において

中小企業対策費における中小企業振興経費の月次支援金申請支援事業委託料に関し、委託先についてただしたところ、この支援金は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛の影響を受け、売上が減少した事業者に対して支援するもので、申請にあたり事業者は、中小企業診断士、行政書士、商工会議所、銀行、税理士、公認会計士等の国が定める登録確認機関に、まず事前に相談することとなっていることから、これらの登録確認機関となる者を委託先と考えているとのことでした。

各分科会から以上のような報告を受けた後、それぞれの補正予算議案について採決を行った結果、冒頭申し上げたように決定したものです。

以上が、本委員会に付託された議案に係る審査の概要です。

よろしく御審議くださるようお願いし、予算決算委員会の報告を終わります。